

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(子育て支援課)

一

告 示

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

二

○道路の区域決定

(道路課)

二

○道路の区域変更

(同)

二

公 告

○公聴会の開催

(都市計画課)

二

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(警察本部会計課)

四

選挙管理委員会

○県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

四

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第二号の表二階の項及び三階の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の項中「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。を有する付室)」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附則に次の四項を追加する。

(保育所の職員配置に係る特例)

9 第三十三条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、同条ただし書の規定は適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により算定される保育士の数が一人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認めらる者を置かなければならない。

10 第三十三条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第一項に規定する免許状をいう。以下同じ。)を有する者、小学校教諭の普通免許状(教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。)を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

11 一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を超える場合における第三十三条に規定する保育士の数の算定については、当分の間、知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

12 附則第四項の規定により保育士とみなされる保健師、看護師又は准看護師、附則第十項の規定により保育士とみなされる幼稚園の教員の免許状を有する者、小学校教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者並びに前項の規定により保育士とみなされる知事が保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、第三十三条の規定により置かなければならない保育士の数の三分の一を超えてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百二十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 二頭（各一頭）

四 発生場所又は区域

白石市及び大崎市

五 発生年月日

平成二十八年七月一日

六 患者の取扱

法令殺

○宮城県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 白石丸森線

三 道路の区域

区 間

敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）

伊具郡丸森町大張大蔵字池ノ入三三番一地从先から
角田市小田字栃倉一三一番三七地先まで

一一・六〇
七八・九

四、八六〇・〇

○宮城県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 越河角田線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後	四・七〇	三、二八〇・〇
伊具郡丸森町大張大蔵字明神一六番一地从先から	角田市小田字赤生一五六番四地先まで	一一・六〇	四六・八	四二・六	三、二八〇・〇

公 告

○都市計画に関する公聴会規則（昭和四十五年宮城県規則第三号）第二条第一項の規定により、公聴会を次のとおり開催する。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公聴会の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年七月二十七日（水）午後七時から	宮城県利府町利府字新並松四番地 利府町役場

二 件名

仙塩広域都市計画区域区分の変更（素案）について

三 公述申出者の資格

公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述申出者」という。)は、利府町の住民又は利害関係人とする。

四 公述の申出等

1 公述申出者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所、年齢及び職業(法人にあっては、法人の名称及び所在地並びに当該法人を代表して意見を述べようとする者の氏名、住所、年齢及び当該法人との関係)を記載した書面(以下「公述申出書」という。)により、宮城県知事に申し出ること。

2 公述申出書の提出期限は、平成二十八年七月二十日(水)までとする。ただし、公述申出書を郵送する場合は、同日付けの消印のあるものまでを受け付ける。

3 意見の要旨の全部がこの素案に関係しないとき、又は意見の要旨を同じくする者が多数あるときは、公述人に選定しないことがある。また、公述人が多数あるときは公述の時間を制限し、意見の要旨にこの素案と関係ない部分があるときは当該部分の公述を認めないことがある。

4 公聴会の傍聴を希望する者は、当日、直接会場の受付に申し込むこと。ただし、入場は先着順とするので、満員になったときは、入場を制限することがある。

なお、公述人に選定された者がいないときは、公聴会の開催を取りやめる。

五 素案の概要

仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において市街化区域編入を予定する地区のうち、次の地区について、市街化区域に編入するものである。

市 町 名	地 区 名	面 積 (ha)
利府町	白石沢	二一・四

六 その他

この公聴会及び素案の内容についての問い合わせは、宮城県土木部都市計画課(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三二二・三二三四)又は利府町都市整備課(電話〇二二・七六七・二三四二)に行うこと。

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市中田町石森字川原毛七番二、八番一、八番二、八番四、八番五、九番六
東京都新宿区信濃町三十二番地

創価学会

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
刈田郡蔵王町大字円田字西浦上一番一、一番二、一番一の一部、九十二番の一部
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三
みやぎ仙南農業協同組合

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城郡利府町利府字八幡崎六十三番一、六十三番二、六十三番三、同澤乙字向山十七番一
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
宮城郡利府町澤乙字欠下東十八番二
特定非営利活動法人さわおとの森

〇東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があったものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
気仙沼市浪板百七十三番一の一部、百九十九番一の一部、二百四番一の一部、二百四番二の一部、

- 二百五番一、二百五番二、二百六番、二百七番一の一部、二百七番二、二百九番一、二百十番、二百十四番、二百十五番、二百十六番の一部、二百十八番、二百十九番の一部、二百二十番の一部、二百六十三番の一部、二百六十四番、二百六十五番、二百六十六番一の一部、二百六十六番三、二百六十七番二の一部、二百八十一番の一部、二百八十二番一の一部、二百八十三番の一部、二百八十六番一の一部、三百七番一の一部、三百七番五、三百十二番の一部、二百九番一地先の道の一部、二百十番地先の道の一部、二百十五番地先の道の一部、二百十六番地先の道の一部、二百十八番地先の道の一部、二百十五番地先の水の一部、三百七番一地先の水の一部

気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十八年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 航空機「くりこま」エンジン特別点検整備 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十八年七月四日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 MHIエアロエンジンサービス株式会社 愛知県小牧市大字東田中一二〇〇番地
- 五 落札金額 三千七百三十六万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年六月二十七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十一号

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成六年宮選管告示第十六号）の一部を次のように改正する。

第四号様式その一中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第五号様式その一中「775,300円」を「775,500円」に、「365,500円」を「375,500円」に、「475,880円」を「575,240円」に改め、同様式その二中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「255,240円」を「262,530円」に、「267円73銭」を「275,500円」に改める。

第六号様式その一別紙その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式その二中「775,300円」を「775,500円」に、「365,500円」を「375,500円」に、「475,880円」を「575,240円」に改め、同様式その三中「301,875円」を「310,500円」に、「510円48銭」を「525円6銭」に、「255,240円」を「262,530円」に、「267円73銭」を「275,500円」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年七月十二日から施行する。